



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 サクラ
代表者名 代表取締役社長 笹 倉 敏 彦
(コード番号 6 3 0 3、東証第二部)
問合せ先 総 務 部 長 松 浦 誠
(TEL. 0 6 - 6 4 7 3 - 2 1 3 1)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、「会社法の一部を改正する法律」中、会社法第 427 条第 1 項の規定により、定款第 30 条(取締役の責任免除)および第 39 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 30 条 【省略】 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 30 条 【現行どおり】 2 当社は、 <u>非業務執行取締役</u> との間で、当該非業務執行取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第 31 条～第 38 条【条文省略】	第 31 条～第 38 条【条文省略】
(監査役 の 責任免除) 第 39 条 【省略】 2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役 の 責任免除) 第 39 条 【現行どおり】 2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日予定 平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日予定 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上